

使用済製品等のリユース促進事業研究会（第6回）
議事概要

1．開催概要

（1）日時・場所

日時：平成24年2月23日（木） 10:00～12:00

場所：東京駅日本橋ビジネスセンター ホール4C

（2）議事

- 1）市町村とリユース業者との連携によるリユースのモデル事業について
- 2）リユース業者の優良化の検討について（案）
- 3）今後のスケジュール

（3）出席委員

三橋規宏（座長）、加藤正、川島正紹、佐々木五郎、須永浩一（代理：長谷川拓）、
田崎智宏、手塚一郎、長沢伸也、服部美佐子、藤田惇（以上、敬称略）

（4）欠席委員

小川浩一郎、小野田弘士（以上、敬称略）

（5）配布資料

資料1 研究会名簿

資料2 市町村とリユース業者との連携によるリユースのモデル事業について
（経過報告）

資料3 リユース業界の更なる優良化方策について（案）

資料4 今後のスケジュール

参考資料 第5回 使用済製品等のリユース促進事業研究会 議事概要

参考資料 市町村回収後選別方式のチラシ（神奈川県秦野市、京都府綾部市）

参考資料 住民向けアンケート調査 調査票一式（例）

委員のみ配布

（6）その他

会議は公開で行われた。

2. 議事概要

【事務局（環境省 眼目室長補佐）】

（出席者の確認、配布資料の確認の上、以降の議事進行を三橋座長に依頼）

(1) 市町村とリユース業者との連携によるリユースのモデル事業について

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

（資料2に基づき、説明が行われた。）

【三橋座長】

- ・ 事務局からの報告に対して、ご自由にご意見をいただきたい。

【藤田委員】

- ・ リユースショップでの買取実績が少ないと感じる。多くの方にリユースを認知していただくためには時間もかかることであるので、1、2回のちらし配布で終わらせるのではなく、継続していく必要があるだろう。
- ・ ちらしを見ることが出来なった住民がいるのではないかと。ちらしの配布方法について、どのように住民に伝えていくのか工夫が必要であろう。

【田崎委員】

- ・ 図表28、29に記載されている「実績」という表現は誤解を招く。利用者がリユースショップに申告した分のみを「実績」として記録している旨を注記し、誤解を与えないようにする必要がある。
- ・ 件数が少ないということは確かであるが、この数字をもとに分析を行う必要がある。まず、人口が多い世田谷区において、買取実績や問い合わせが少ないのはなぜか。また、人口規模が同程度である大府市と泉大津市で買取実績や問い合わせ件数が大きく異なる理由はなぜか。
- ・ これらの理由を明らかにすることで、例えば、泉大津市では住民への周知方法により点があったという示唆が得られる可能性があるため、理由が分かれば教えていただきたい。

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ ご指摘の通り、利用者が申告した分のみを集計している。
- ・ 世田谷区の買取実績は9件となっているが、実際の利用件数はもっと多いと考えている。現在、世田谷区にて実施しているウェブアンケートでは、約4,300名のモニターからの回答で、モデル事業を知っていた方は約15%、モデル事業を利用したと回答された方も100名以上との結果であった。ウェブアンケートの結果だけでも、リユースショップを通じて把握できている利用者数を大きく上回っており、「ちらしを見て利用したが、ちらしを見

たと申告しなかった人」が多いのではないかと推測している。

- ・ 泉大津市と大府市の実績が大きく異なる理由の1つとして、来店・問い合わせの際に店舗側から「モデル事業の利用者」であるかを確認したかどうかによる差と考えている。泉大津市のちらしで紹介する2店舗のうち、1店舗においては、すべての利用者に「どのようにして店舗を知りましたか？」と聞いて頂いている。これにより買取実績及び問い合わせ件数を多く把握できたと推測している。大府市では店舗側からの確認は行っていない。同様に世田谷区でも確認は行っていない。このような対応の違いが、人口が同程度の規模の市でも買取実績に差が生じているのではないかと考えている。
- ・ いずれの地域においても、住民向けアンケートを実施しているので、実績に関しては一部補足できるのではないかと考えている。

【川島委員】

- ・ 各市区町によって広報方法が異なるので、広報方法の違いも含めてしっかりと分析を行う必要があるだろう。例えば、世田谷区と泉大津市ではちらしの配布方法が異なる。新聞折込と全世帯へのポストイングと異なるため、単純に比較することは出来ない。
- ・ 資料中の買取実績の整理の中では、広報方法や買取実績の把握方法の違いについての注釈が必要なのではないか。
- ・ 自治体への問い合わせの実績についても整理・報告していただきたい。また、ちらしに記載してある市町村の問い合わせ先が分かりにくい。問い合わせ先及びどのような内容を問い合わせるとよいのかを明確に記載して、目立たせるべきである。
- ・ 住民向けアンケートの内容について、モデル事業未認知者（モデル事業を知らなかった人）に対して「どのような広報・PR手段が良いか」と設問しているは、実際におこなったちらしやポスターの配布のみが選択肢となっている。未認知者に「どうしたら知ることができたか」を問うのであれば、インターネット等あらゆる広報手法を含めて設問すべきである。そもそも「どのような広報・PR手段が良いか」は未認知者に委ねるのではなく、モデル事業をおこなった環境省・自治体側が考えるべきことだと思う。

【佐々木委員】

- ・ 世田谷区のような人口規模が80万人を超える都市にて全戸に配布しようとする場合、誰が実施するのが課題となってくる。一般的に町内会経由での配布、回覧板での閲覧などが考えられるが、大変な手間がかかってしまう。加えて、回覧板にあるたくさんの情報の中に本モデル事業の情報は埋もれてしまう可能性が高いだろう。
- ・ 人口規模の大きい自治体においては、住民への周知方法が難しい。全世帯に対してポストイングを行っても捨てられてしまうこともある。どのように実施すればよいのかは悩ましい問題である。
- ・ 今回は、実施期間が限られており、新聞折込も有効な手段の1つであったと考えられる。一方で、大規模な自治体では難しいが、規模の小さい自治体では各地区の区長等を通じて事業の説明・周知をするという広報が有効であったのであろう。

- ・ 買取実績の把握方法は工夫する余地があるだろう。追加的に実績を把握する方法としては、昨年度の同期の買取実績と今年度の買取実績を比較して、事業の効果を間接的に把握する方法がある。
- ・ 新たな取組であるので、住民の方に広く理解をしていただいて、不用なものを出す1つのルートとしてリユースショップへと誘導することが出来れば良いであろう。

【三橋座長】

- ・ 実績の把握方法や広報方法に関しての建設的なご意見をいただいた。情報の伝達方法によっても効果は異なると考えられ、モデル地域ごとの違いや共通点などを分析していくべきであろう。
- ・ モデル事業は初めての試みであるので、委員の皆様から課題を指摘していただき、今後の更なる改善に活かすことが出来ればと考えている。

【長沢委員】

- ・ まず、各市区町全体でどの程度の買取件数があったのか、その上でモデル事業によってどの程度買取実績が増加したのかという点を明らかにしないと、効果として捉えられない。
- ・ 実数として買取実績が把握できない場合は、例年と比較して買取件数がどの程度変化したのか把握することでモデル事業の効果を推定することが出来るだろう。これにアンケート調査の結果も合わせて分析するのが良いであろう。
- ・ ちらしを配布したことによる効果の把握方法としては、ちらしを持参した方にインセンティブを与えることで把握ができるであろう。例えば、ちらし持参した方への買取価格アップ、粗品の進呈など。ちらしを持参した人数により利用者数を把握し、アンケートにおいてリユースショップの利用回数を質問、初めて利用した人は、ちらしの効果で利用したと推計することもできる。

【手塚委員】

- ・ 問い合わせの窓口を設置している自治体が2つあるが、その他の自治体は窓口を設置していないのか。また、窓口を設置している自治体では、どのような問い合わせが、どの程度寄せられているのか把握していただきたい。
- ・ 市町村回収後選別方式についていくつか確認したい。まず、秦野市において、市がストックしたもののうち、リユースショップが買い取れなかったものは、既存のリユースの取組である不用品交換制度のルートに流れることはあるのか。
- ・ ストックしていたが買取出来なかったもの、買取できたもののギャップはリユースショップとストックを担当した市の職員のリユース品に対する認識の違いと考えてよいのか。
- ・ 綾部市では、市がストックした製品総数及び買取不可だった製品のデータがないが把握できているのか。

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ 問い合わせの窓口については、積極的に自治体へご相談くださいというアナウンスをしているのは2自治体のみということであり、他の自治体も問い合わせを受け付けている。
- ・ 秦野市の不用品交換制度は粗大ごみとして出す前に市民間で交換を行うという制度であり、一度粗大ごみとして排出された本事業の製品は不用品交換制度でリユースされることはない。
- ・ 買取可能だったもの、買取不可だったもののギャップは、リユースショップと市の職員との認識の違いと考えている。市の職員の方は使えるか、使えないかという判断をしているが、リユースショップは売れるか、売れないかという判断をしており、この違いがギャップとして表れているのだろう。事業を継続することで、このギャップを徐々に埋めていくことができると期待している。
- ・ 綾部市では一部のデータが確認できていないので、改めて確認させていただく。

【長谷川委員代理】

- ・ 住民向けアンケートにおいて、「なぜ利用しなかったか」の回答はカテゴリー（属性）別で異なると考えられる。クロス集計・分析を行う予定はあるのか。
- ・ モデル事業における買取実績について、具体的な目標はどのくらいで、どの程度達成できたのか。

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ アンケート分析の際には、カテゴリー別のクロス集計も実施させて頂く。
- ・ 買取実績の具体的な目標は立てていなかった。目標に対する達成度合いを定量的に把握することは難しい。
- ・ 協力頂いている事業者からは「ちらしを見たと申告する方は少ないが、来店者数が増えているので、ちらしの効果はあった」といった意見もいただいております。定性的には効果があったのではないかと考えている。詳細は参加した事業者へのアンケート・ヒアリング等を行うことで補足していきたい。

【加藤委員】

- ・ 周知方法がポイントとなるだろう。周知を行う側はきちんと伝えているつもりであるが、多くの住民があまり見ていない・聞いていないということが多い。
- ・ 小規模な自治体であると、ある程度の周知は可能であるが、自治体の規模が大きくなると周知が難しい。ちらしなどの配布直後には反応があっても、それ以降は反応がなくなってしまうことが多い。

【藤田委員】

- ・ ちらしについては、もっと工夫する必要があると感じている。長沢委員のご指摘のように、買取価格をアップさせるという方法もあるが、適正な買取価格がものによって異なるので消費者にとって分かりにくいのではないかと。

- ・ 買取価格ではなく商品の販売価格を 10%オフにするといったインセンティブの付与方法もある。リユースショップで商品が売れることは、リユース品の仕入を活発にすることにも繋がる。この事業を営利的に利用するのは問題かも知れないが、インセンティブの付与の1つの方法、工夫としては考えられる。

【服部委員】

- ・ 一般の住民の方にとって、日常的に排出する可燃ごみや不燃ごみであれば分別方法が変更されると関心を持つだろうが、粗大ごみなどは頻繁に排出するものではないので関心を持つのが難しいのではないかと。
- ・ ちらしを配布・目にした時に、粗大ごみとして排出する可能性があるものがあれば関心を持つが、そのようなケースは一部であろう。粗大ごみは引越しの時期に集中するなど、他のごみとは違うタイミングで排出されるので広報方法が難しいと考えられる。
- ・ リユースショップを普段から利用している方にとっては、馴染みのあることであるが、これまでリユースショップを利用したことがない方にとっては、ちらしを見ただけで、すぐにリユースショップを利用するという行動に移すことは難しいのではないかと。

【川島委員】

- ・ 泉大津市では粗大ごみ収集の電話受付オペレーター、粗大ごみの戸別収集を委託している事業者からも問い合わせ内容に応じて本モデル事業の案内とリユースショップの利用を案内しているとのことだが、これは注目すべき取組であろう。どのような問い合わせ内容のときにどのように説明を行っているのかについて教えていただきたい。

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ 詳細は改めて泉大津市に確認するが、粗大ごみ収集の電話受付オペレーター向けのマニュアルを作成したとお伺いしている。受付の際に、住民から「もったいない」や「まだまだ使える」といったキーワードをおっしゃった場合には本モデル事業を紹介しているという。
- ・ ただし、全ての問い合わせに対して、リユースショップの利用を勧めると、買取が出来なかった場合に市民に余計な手間をさせさせてしまうため、慎重に対応されている。

【三橋座長】

- ・ 取組を行う中で出てきた問題点に対して委員の皆様から具体的な提案があったかと思うので、今後のリユース促進事業を進める上で参考となるだろう。
- ・ 地域内リスト化方式と市町村回収後選別方式の2つの方式のどちらがよいのかという比較は難しいと思うが、報告書の中では、両者の違いや特徴をまとめていって欲しい。

(2) リユース業者の優良化の検討について（案）

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

(資料3をもとに説明を行った)

【三橋座長】

- ・ 3団体の方からの意見を踏まえてまとめており、論点や方向性がまとまっているという印象を受ける。委員の皆さまから意見をいただいた上で、3団体からご意見を、最後に田崎委員からまとめのコメントをいただければと考えている。

【佐々木委員】

- ・ 業界団体の取組の中でリペアセンター構想というものがある。環境省として、3Rの中で、リペアをどのように捉えているのかお伺いしたい。
- ・ 例えば、市民団体で「おもちゃの病院」というユニークな取組みがある。イベントなどで故障したおもちゃを引き取り、その場で修理をする。ほとんどのおもちゃはスイッチ部分など比較的簡単な箇所の故障であり修理可能とのことである。これをおもちゃ販売店にもっていくと、部品がない、修理に出すと新品と同じくらい値段がかかる、とって修理できないのが現状である。
- ・ 資料3「3. リユース業界の優良化の際に求められる論点の整理」は、業界団体としての論点の整理と捉えてよいのか。それともより幅広く意見を集めたものなのか。
- ・ また、リユース品を新品と違い故障しても仕方ない「訳あり製品」として位置付けるのか、もったいなのできちんとした製品を「長く使っていく製品」として位置付けるのかによって、リユース品の取扱いが異なるのではないか。
- ・ どちらに位置付けるのかによって、販売の責任をどこまで持つのかが変わってくる。後者として位置付けるのなら、社会的な責任や業界団体としてのレベルアップのために販売の責任をもつ必要があるのではないか。業界団体のご意見をお伺いしたい。
- ・ 廃掃法に関連する問題として、不用品回収業者の問題についてであるが、高額な請求の場合は苦情が市町村や消費者生活センターにくるが、1,000円、2,000円の支払いであれば、片付けサービスの対価として妥当であると消費者は判断して苦情はこない。ただし、不用品回収業者が回収後にどのように処理しているのかの、その流れがほとんど分かっていないのが現状であり、不適切な海外の輸出に繋がるのではないかと懸念している。業界団体として、不用品回収業者との違いを明確にさせていただく努力をお願いしたい。

【事務局(環境省 眼目室長補佐)】

- ・ リペアの3Rの中での位置づけであるが、リユースに位置付けるのか、リデュースに位置づけるのかの判断は非常に難しいと考えている。リユースは使用が終わった製品を別の方に使っていただくということであり、リペアした後にリユースショップで売るという場合はリユースに位置づけられ、リペアした後も自身で使い続けるということであればリデュースに位置づけられるといえるだろう。いずれにしても、リペアは重要であると考えている。
- ・ 不用品回収については別途検討しているが、地域により実態は異なっている。関東では軽

トラで不用品回収業者が回収に回っているが、地方では不用品回収所を設置して空き地に不用品を積み上げており、そのまま海外に輸出されているとお伺いしている。こちらについては実態を把握して法的整理がつき次第、対応を行う予定である。

- ・ また、一般消費者の目から見ると、不用品回収かリユース業者か片付け業者なのか区別がつきにくい現状にある。そのまま放置しておくことと混乱を招くことになるという認識があるので、それぞれについての整理を行っていききたい。

【手塚委員】

- ・ 資料 3「4.5 廃掃法等のリユース業界を取り巻く法的環境の整理」について、法的環境の整理という点を具体的に教えていただきたい。現行の法制度をリユースという観点でリユース業者に対して分かりやすく整理するということなのか、法律そのものを整理して法改正を含めての検討を行うのか、どちらをイメージしているのか。

【事務局（環境省 眼目室長補佐）】

- ・ 環境省廃棄物・リサイクル対策部として、一般廃棄物を所管している立場からするとリユースを促進に伴って廃掃法の課題があるという認識もある。リユースに関連した法律面での課題等について、検討会などの場で整理されてきたことはないの、まずはきちんと整理する必要があると考えている。

【長沢委員】

- ・ 3点意見を挙げる。リユース業界の優良化というが、そもそもどのような点が不良だから優良化するのか分からない。この部分をはっきりさせるべきなのではないか。
- ・ 国民に対してリユースが大事だと訴えるには、環境省からも積極的な発信が必要であろう。マスコミ等でもリサイクルとリユースが混同されて使われていることがある。大臣とはいわずとも、影響力を持つ人が1つ1つ訂正していくくらいの発信が必要であろう。また、環境省リサイクル推進室というの、リユースに変えたほうがいいのではないか。
- ・ 業界団体が3団体あるが何が違うのか分からない。どうして3団体あるのか、それぞれの認定や優良化の取組にどのような違いがあるのかが明確ではないのではないか。例えば、自分がリユース業を営もうと思ったらどの団体に所属すればいいのか分からない。

【藤田委員】

- ・ 長沢委員からのご指摘について、リユース業界はまだまだ成熟していない業界であり、認知されてからまだ10年程度と歴史が浅い。リユースという言葉自体が各省庁の中で位置付けられていない。環境省にお願いしたいのはリユース促進法というものを制定していただき、リユースという言葉を引きちんと掲げられるような環境を整備していただきたい。
- ・ 次に廃掃法についてであるが、リユース業界としてはリユースする目的で引き取りを行う際には、引き取り料金を徴収しても廃掃法に抵触していないと考えている。廃棄物としての取扱ではなく、リユース品を引き取る場合の顧客サービスの一環として引き取り料金、

搬出料金を徴収してもよいのではないか。

- ・ 一方で問題となっている軽トラで回収を行っている不用品回収業者は 99%リサイクル業者である。リユース業者はあくまでもリユースするために買取を行っている。JRCA では不用品回収業者との差別化を図るための自己規制として、契約書の締結の徹底などを会員に周知している。
- ・ 具体的には、「 有価物、逆有価物に関わらず、契約書を作成すること」、「 品物を車に積み込みをする前に必ず契約を完了すること」、「 消費者とトラブルになりそうであれば絶対取引をしてはならない」、「 あくまでも消費者からの依頼で、招請取引とすること。押し買いをしてはならない」、「 逆有価物については、排出者のリユースしてもよいという承諾が必ず必要である」、「 引取した物品は返品できないことの承諾を得ること」、「 引取商品が盗難品でないかを、確かめる作業を怠ってはならない」といったことを注意喚起している。
- ・ 物価・新品価格が安くなる中で、リユース品の販売価格も下落しており、大型の家電製品、家具などは運搬料金を徴収しないとリユース業として成り立たない現状がある。
- ・ 一般家庭から逆有償で引き取れば全て廃掃法違反という一律の規制ではなく、現状に即してリユースするために必要な経費をどのように位置づけて、リユースを促進していくのかを検討していく必要がある。

【川島委員】

- ・ 資料 3 の 2 ページ「リユース業における法令遵守の徹底」の部分で、「消費者からの信頼を損なうことであり」の前に、「万引き・窃盗の抑制を阻害する行為であり」という文言を追加していただければと思う。
- ・ 長沢委員からのご指摘のあった 3 団体が別々に成立する理由についてであるが、それぞれの理念や目的、企業規模により分かれていると考えている。業界自体が始まったばかりであるので、すぐに一つにするのではなく、必要に応じてその都度連携していくということが大事であろうと考えている。

【田崎委員】

- ・ 資料 3 の 17 ページ図表 9 に関して補足・コメントさせていただく。きれいにまとめられており、このような形であろうと考えているが、業界の優良化を進めていくには時間がかかり、熟慮しながら確実に進めていく必要がある。
- ・ 図表 9 に出ている事項の中でも、業界全体が底上げを図るような事項とリユース業者が市場の中で競争力をつけていくための事項と 2 つの分類が出来ると思っている。後者は消費者の安心に繋がる場所であるので、事業者間で切磋琢磨していただければと考えている。一方で挙げられた事項の中で、戦略的にどこを進めていくのかを優先順位をつけていく必要がある。
- ・ 次に、リペアには所有者が変わるタイプのものと変わらないタイプのものと 2 つあると考えている。前者はリユースに深く関わる部分であるので、今後の検討課題に深く関わって

くると思っている。またリペアを考える上で、現代の社会の中で壊れやすいものを作って売っているという社会メカニズムにいかにかブレーキをかけていくのかというのが大きな論点としてあるので、将来の課題として考えていただきたい。

- ・ 最後に、リユース品を「買取る」という部分は一般消費者だけではなく、事業者・自治体などについても検討が必要であると考えている。本事業の自治体とのタイアップを行うためにも、優良化は必要であり、一般消費者とは異なる視点で優良化を検討する必要があるだろう。

【三橋座長】

- ・ 最後に森下室長からコメントをいただければ。

【事務局（環境省 森下室長）】

- ・ リユースの重要性を環境省としても認識している。第4次環境基本計画の検討の中では、リデュース・リユースの2つのRを積極的に取り組んでいくべきである議論が行われている。今後、2つのRに取り組んでいくためにやらなければならないことは目の前にたくさんあると考えている。
- ・ 本研究会でのご指摘事項も踏まえて、1つ1つ議論し、整理をして、取組をすすめていきながら、社会の中でしっかりとリユースが認知されていく必要があるのではないかと。そのような中でリユースの新しい位置づけがみられるのではないかと。いろいろな取組を多面的に検討する中で議論を進めることが出来ればと考えているので、引き続き、ご議論いただきたい。

(3) 今後のスケジュール

【事務局（環境省 眼目室長補佐）】

（資料4に基づき、今後のスケジュールの説明を行った。）

- ・ 次回研究会は3月23日（金）10時～12時を予定。

（以上）